

2 給与関係業務

人事委員会は、職員の適正な給与水準の確保と社会一般の情勢に適応した給与制度の確立を図るため、地方公務員法の関係条項に基づき、民間、国、他の地方公共団体の給与水準や給与制度について調査、分析、研究し、その結果を基に給与報告・勧告などを行うとともに、給与条例等の改正等に対する意見の提出、給与条例等で委任された事項についての規則等の制定などを行っている。

(1) 職員の給与等に関する報告及び給与改定に関する勧告

地方公務員法第8条第1項第2号の規定に基づき、職員及び県内民間従業員の給与等の実態を調査して、その結果を分析比較するとともに、労働経済情勢に関する各種情報を収集し、また、標準生計費を算出するなど、職員の給与制度の運用及び改善に必要な調査研究を行っている。そして、同法第8条、第14条及び第26条に基づき、これらの結果と国の給与改定の動向等を県議会及び知事に対して報告し、併せて給与の改定措置に関する勧告を行っている。

令和3年度においては、10月14日に報告及び報告を実施した。その要旨は、別紙のとおりである。

(2) 条例案に対する意見の提出

職員の給与に関する条例等の改正に当たり、地方公務員法第5条第2項の規定による県議会又は知事からの求めに応じて、同法第8条第1項第3号の規定により、次の5件について、異議がない、若しくはやむを得ない旨の意見を申し出た。

ア 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（定県第125号議案）

イ 職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例等の一部を改正する条例（定県第156号議案）

ウ 職員の旅費及び旅行に要する費用の弁償に関する条例の一部を改正する条例（定県第173号議案）

エ 職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例及び学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（定県第174号議案）

オ 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（定県第175号議案）

(3) 人事委員会規則及び運用通知の制定改廃

地方公務員法第8条第5項に基づき公布した給与関係規則は次の14件である。

また、給与関連の条例、規則の施行に当たり、その適切な運用を図り、細目的な解釈及び取扱いを規定するために条例、規則の運用について通知したものは次の12件である。

<規則関係>

ア 制定 3件（規則数は3件）

(ア) 職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則（令和4年人委規則第4号）

(イ) 学校職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則（令和4年人委規則第5号）

(ウ) 学校職員の給料月額に加算する額の経過措置に関する規則（令和4年人委規則第6号）

イ 一部改正 11件（規則数は11）

(ア) 職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則（令和3年人委規則第26号）

(イ) 職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則（令和3年人委規則第30号）

(ウ) 職員の退職手当に関する条例施行規則等の一部を改正する規則（令和3年人委規則第31号）

・ 職員の退職手当に関する条例施行規則

(エ) 職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則（令和4年人委規則第1号）

(オ) 職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則（令和4年人委規則第7号）

(カ) 学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則（令和4年人委規則第8号）

(キ) 職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則（令和4年人委規則第11号）

(ク) 学校職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則（令和4年人委規則第12号）

(ケ) 職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則（令和4年人委規則第15号）

(コ) 職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則（令和4年人委規則第16号）

- (サ) 職員の初任給、昇格、昇給に関する規則の一部を改正する規則（令和4年人委規則第17号）

<通知関係>

ア 制定 4件

- (ア) 職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の運用について（令和4年人委第198号）
(イ) 学校職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の運用について（令和4年人委第199号）
(ウ) 職員の給料の切替えについて（令和4年人委第200号）
(エ) 学校職員の給料の切替えについて（令和4年人委第201号）

イ 一部改正 8件（通知数は20）

- (ア) 職員の特殊勤務手当に関する条例附則第3項に規定する人事委員会が定める業務についての一部改正について（令和3年人委第21号）
(イ) 東日本大震災に対処するための職員の特殊勤務手当に関する規則の運用についての一部改正について（令和3年人委第117号）
(ウ) 職員の特殊勤務手当に関する条例附則第3項に規定する人事委員会が定める業務についての一部改正について（令和3年人委第118号）
(エ) 職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の運用について等の一部改正について（令和3年人委第136号）
a 職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の運用について
b 職員の扶養手当の支給に関する規則の運用について
c 職員の住居手当の運用について
d 職員の通勤手当に関する規則の運用について
e 職員の単身赴任手当の運用について
f 職員の期末手当及び勤勉手当の支給について
g 職員の退職手当に関する条例施行規則第4条第3項に規定する退職勧奨の記録の様式について
h 失業者の退職手当の支給等に関する様式について
(オ) 学校職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の運用について等の一部改正について（令和3年人委第137号）
a 学校職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の運用について
b 学校職員の扶養手当の支給に関する規則の運用について
c 学校職員の住居手当の運用について
d 学校職員の通勤手当に関する規則の運用について
e 学校職員の単身赴任手当の運用について
f 学校職員の期末手当及び勤勉手当の支給について
g 職員の退職手当に関する条例施行規則第4条第3項に規定する退職勧奨の記録の様式について
h 失業者の退職手当の支給等に関する様式について
(カ) 職員の特殊勤務手当に関する規則の運用についての一部改正について（令和4年人委第152号）
(キ) 職員の特殊勤務手当に関する規則の運用についての一部改正について（令和4年人委第202号）
(ク) 職員の特殊勤務手当に関する規則の運用についての一部改正について（令和4年人委第203号）

(4) 基準承認及び個別承認

人事委員会規則に基づき、人事委員会の承認、指定又は別に定めることとされている事項の運用について、一括した基準として13件、個々に40件の承認等を行った。

ア 基準承認（一部改正、廃止等を含む。） 13件

イ 個別承認 40件

〔給与関係資料索引〕

- 1 別紙 『本年の報告・勧告の概要』と『給与勧告のしくみ』（令和3年10月）————— 24